

## 第1号様式

### 審査基準及び標準処理期間個表

担当課 スポーツ振興課

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
ハウス大分川条例	使用料の減免	平成29年4月1日

1 根拠条項

第4条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるとときは、使用料を減免することができる。

関係条項

ハウス大分川条例施行規則（平成29年大分市規則第11号。以下「規則」という。）  
第6条第1項

2 審査基準

規則第6条第1項第2号に規定するその他市長が特に減免すべき理由があると認められる場合及び減免する額とは、次のとおりとする。

(1) 障害者（療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下これらを「手帳」と総称する。）の交付を受けた者をいう。以下同じ。）が、手帳を提示して使用する場合 障害者に係る使用料の合計金額（同一の障害者が、同一の活動内容で次に掲げる使用を行おうとする場合にあっては、それぞれ次に定める金額をいう。）が1,000円に満たない場合にあっては全額、1,000円以上の場合にあっては半額

ア 連続する複数の日における使用 各日の使用料

イ 同一の日の連続しない時間における使用 当該日に係る使用料の合計金額

(2) 障害者が、その主催事業として営利を目的としない文化活動等の諸活動を行う場合 障害者に係る使用料の合計金額（同一の障害者が、同一の活動内容で次に掲げる使用を行おうとする場合にあっては、それぞれ次に定める金額をいう。）が1,000円に満たない場合にあっては全額、1,000円以上の場合にあっては半額

ア 連続する複数の日における使用 各日の使用料

イ 同一の日の連続しない時間における使用 当該日に係る使用料の合計金額

(3) 障害者団体（市長が別に定める基準による登録を受けた団体をいう。以下同じ。）が、その主催事業として営利を目的としない文化活動等の諸活動を行う場合 障害者団体に係る使用料の合計金額（同一の障害者団体が、同一の活動内容で次に掲げ

る使用を行おうとする場合にあっては、それぞれに定める金額をいう。) が1,000円に満たない場合にあっては全額、1,000円以上の場合にあっては半額

ア 連続する複数の日における使用 当該連続する日における使用料の合計金額

イ 同一日の連続しない時間における使用 当該日に係る使用料の合計金額

(4) その他市長が特に必要と認める場合 市長が必要と認める額

注1 営利を目的としない文化活動等とは、事業収益が見込まれない文化活動、総会等（総会、研修会、勉強会等をいう。）、レクリエーション活動及びスポーツ活動をいう。ただし、実費のみの徴収又は大分市社会福祉協議会、市内の障害者施設若しくは障害者団体に寄附（一の施設又は一の団体のみに対してするものを除く。）を行う場合は、事業収益が見込まれないものとする。

3 標準処理期間

2日